

第1 監査対象及び期間

教育部 教育総務課（学校給食センターを含む）

令和2年12月28日(月)～令和3年1月7日(木)

学校教育課（子ども相談センターを含む）

令和3年1月8日(金)～令和3年1月14日(木)

スポーツ課 令和3年1月15日(金)～令和3年1月21日(木)

第2 監査の範囲

令和2年4月1日～11月30日までに執行した事務事業

第3 監査方法

各課から提出された資料について、事務が適正かつ効率的に行われているかという点に留意して監査を実施した。

なお、監査にあたっては、必要に応じて関係職員の説明を聴取した。

第4 監査結果

1 財務事務

(1) 予算の執行状況

おおむね適正に執行されていると認められた。

(2) 収入事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

(3) 支出事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

(4) 契約事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

(5) 財産管理事務

おおむね適正に管理され、特に指摘する事項はないと認められた。

2 その他

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。